



cutting through complexity

「IFRS第4号の修正により、保険者は、IFRS第9号を適用した際に生じる損益における一時的なボラティリティ及び会計上のミスマッチの多くに対処することができる。しかし、未だ未解決の他の問題が残されている」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS保険リーダー
Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2015年7月に行われたIASBの保険契約プロジェクトにおける議論を取り上げています。

ハイライト

適用日の差異がもたらす影響への対処

- IASBは、IFRS第9号「金融商品」と新たな保険契約に関する基準書との適用日の差異による会計上の影響について審議した。
- 審議では、損益の一時的なボラティリティ及び会計上のミスマッチに焦点が当てられた。
- IASBは、これらの影響に対処するため、下記の3つの選択肢について検討した。
 - 現行IFRS第4号「保険契約」の下で認められているオプションを用いる。
 - IFRS第4号を修正する。
 - 一定の状況において、IFRS第9号の適用日を延期する。
- IASBは、一定の制限の下で、当期純利益からIFRS第9号の適用による影響を排除することを企業に認めるために、現行IFRS第4号を改訂することを暫定的に決定した。
- IASBは9月に、暫定決定についての更なる詳細な議論と、IFRS第9号の適用日の延期を認めるか否かについての議論を行う予定である。

有配当契約と適用日の相違

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。当初は無配当契約が焦点であったが、現在は有配当契約のために必要な修正について焦点が当てられている。

その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」¹⁾)が含まれている。公開草案に含まれるガイダンスの多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同基準書に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」²⁾が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号「金融商品」)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と最終の保険契約に関する基準書がどのように関係するか、ということも含まれていた。加えて、IASBは、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の差異がもたらす結果への最善の対処方法についても調査している。

内容

適用日の差異がもたらす結果への対処	3
別表: IASBの再審議の要約	8
マイルストーンと今後のスケジュール	12

¹ IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年9月)を参照。2015年2月、IASBは収益認識の新基準の一部改正について審議を開始した。IFRSニュースレター 収益認識を参照。

² IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」(2014年9月)を参照。

2015年7月のIASB会議

数ヶ月に及ぶ議論の末、IASBは7月に、IFRS第4号とIFRS第9号との相互関係に関して重要な決定を下した。

2015年6月に行われた会議の中で、IASBは、一時的なボラティリティや会計上のミスマッチも含め、保険者がIFRS第9号の適用日後に新たな保険契約に関する基準書を適用することから生じる会計上の影響について議論を行った。

IASBは、これらの影響を軽減するために適用可能な潜在的なオプションについても検討した。IASBは、IFRS第4号がすでにどの程度企業に対して一時的なボラティリティや会計上のミスマッチを低減させることを許容しているのか、及びIFRS第4号を修正すべきか否かについて検討した。

2015年7月の会議の中で、IASBは、保険事業に関連している特定の資産について、IFRS第9号の下で当期純利益に認識される金額とIAS第39号「金融商品: 認識及び測定」の下で当期純利益に認識される金額との差額を、当期純利益から控除してその他の包括利益(OCI)を通じて認識することを企業に許容するようにIFRS第4号を改訂することを決定した。

当該会計処理は以下の場合でのみ適用する。

- 企業がIFRS第4号に基づいて会計処理される契約を発行し、IFRS第9号をIFRS第4号と同時に適用する場合。
- IAS第39号のもとで償却原価又は売却可能資産として測定されていた、またはされている金融資産が、IFRS第9号の下で当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分に分類される場合。

IASBスタッフは引き続き、IFRS第9号の適用日を延期するというオプションも含め、新たな保険契約に関する基準書の前にIFRS第9号を適用することによる会計上の影響に対処するための他の方法を調査する。IASBスタッフは許容される複数のアプローチを検討する必要があることを認識しており、また、2つの基準書の適用日の間の期間に係る有用な財務情報を財務諸表利用者に提供する選択肢を支持するだろう。

IASBスタッフは、2015年の残りの期間に、未解決の論点に関する専門的な決定をIASBに要求する予定である。最終基準書の適用日については、IASBが他の論点の再審議を終了した後で議論される。最終基準書は2015年内には公表されない見込みである。

適用日の差異がもたらす影響への対処

IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日の差異が会計に影響をもたらす可能性がある。

論点

市場関係者は、新たな保険契約に関する基準書の適用前にIFRS第9号が適用された場合、金融資産の分類と測定の変更により、会計上のミスマッチや損益と資本のボラティリティが一時的に増加することを懸念している。

特に一部の保険者は、IAS第39号において償却原価で測定または売却可能資産に分類されている金融資産がIFRS第9号のもとでは、FVTPL区分に分類される状況があることを懸念している。この場合、以下の影響が生じる可能性がある。

- 例えばロックインされた割引率を用いる場合のように、保険契約負債が原価基準で測定される場合、損益と資本に会計上のミスマッチが生じ得る。
- 直接連動の有配当契約の裏付資産であり、FVTPL区分に分類される金融資産の株主持分に関するボラティリティが損益や資本に生じ得る。このボラティリティの一部は新たな保険契約に関する基準書を適用すれば生じないことになる。

IASBスタッフはこれらの結果に対処するために下記の3つの選択肢を検討した。

選択肢	詳細な情報
1 現行のIFRS第4号のオプションを使用する。	現行のIFRS第4号の下で適用可能なオプションに関する詳細は、 IFRS Newsletter Insurance-Issue 46 グローバルな保険会計へ向けて を参照のこと。
2 IFRS第4号を修正する。	以下のセクションに記載している。
3 一定の状況において、IFRS第9号の適用日を延期する。	IASBスタッフは、9月の会議において、IASBに、IFRS第9号の適用日を延期するオプションについて議論するアジェンダ・ペーパーを提出することを予定している。

スタッフが検討したIFRS第4号の修正の可能性

スタッフは会計上のミスマッチと一時的なボラティリティに対処するための、以下のIFRS第4号の修正の可能性を検討した。

修正の方向性	適用の効果	企業に対する影響
A. 裏付資産の株主持分に対するシャドウ・アジャストメント		
企業は、企業の株主に帰属する裏付資産に係るすべての未実現の利得及び損失についてシャドウ・アジャストメントを適用する。	株主持分に係る損益の一時的なボラティリティのみを低減する。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな保険契約に関する基準書の適用後も存続する一時的ではない損益のボラティリティを取り除き、また財務諸表に適正に表示される。 シャドウ・アカウンティングを既に適用している企業については、導入にあたり多大な労力を要しない。
B. 無配当契約の裏付資産に対するシャドウ・アジャストメント		
企業は、資産との間に直接的な関係がない保険契約を含む、保険契約の裏付資産に係る未実現の利得及び損失についてシャドウ・アジャストメントを適用する。	FVTPLに分類される資産と原価基準により評価される負債との間における損益の会計上のミスマッチのみを低減する。	<ul style="list-style-type: none"> 無配当契約と関連資産との間における経済的なミスマッチの影響を緩和する。 企業に無配当保険契約と資産の紐付け及び追跡を要求する。
C. IFRS第9号が当期純利益に与える影響を相殺する調整とともにIFRS第9号を適用する		
企業はIFRS第9号を適用することによる当期純利益の影響を相殺するために、当期純利益の調整を認識する。	株主持分における損益の一時的なボラティリティを低減し、またFVTPLに分類される資産と原価基準で評価される負債との間における損益の会計上のミスマッチを低減する。	<ul style="list-style-type: none"> すべての企業について、すべての資産へIFRS第9号を整合的に適用させる。 当期純利益の調整は、OCIまたは保険契約負債に対して行われる。IASBスタッフはOCIに対する調整は、財務諸表利用者への説明が容易であり、IAS第39号と類似の表示結果になると考えている。 IAS第39号のもとではFVTPLに分類されないが、IFRS第9号のもとではFVTPLに分類される一部またはすべての資産が調整対象になる。 企業は、IFRS第9号の適用日からIFRS第4号の適用日までの期間においては、IFRS第9号とIAS第39号の並列適用を行うことが要求される。

IASBスタッフは、修正案Cによれば、会計上のミスマッチと一時的なボラティリティの両方に対処することができ、実務に過度な変更を強いることもなく、また財務諸表利用者にとって理解しやすいと考えている。

IASBスタッフの提案

上記の検討内容に基づき、IASBスタッフは、企業がIFRS第9号とIAS第39号に基づいて当期純利益に認識される金額の差額を、当期純利益から控除し、OCIにおいて認識することを許容するIFRS第4号の修正を提案した。

当該会計上の取扱いは、以下のすべてに該当する企業に限り適用する。

- IFRS第4号³に基づき会計処理される保険契約を発行する企業
- IFRS第9号を適用する企業
- IAS第39号のもとで償却原価または売却可能資産に分類された資産で、IFRS第9号のもとではFVTPLに分類される金融資産を保有する企業

IASBメンバーの投票の前に、IASBスタッフは2つの追加的な提案を行った。すなわち、修正は以下の金融資産に制限される。

- 保険事業に関連する金融資産である。
- IAS第39号のもとで償却原価または売却可能資産に分類された資産で、IFRS第9号のもとでは強制的にFVTPLに分類される金融資産である。

³ IASBスタッフは、当該オプションはIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業に限るべきと述べたが、範囲をさらに制限すべきかについては今後の会議で検討されることになる。

IASBの議論

IASBメンバーの大半は、IASBスタッフの提案がシンプルで明確な解決策であり、企業にとって最小限の労力の投入ですむとして支持している。IASBメンバーは、当該アプローチは市場関係者がIASBに提起した論点、すなわち損益の一時的なボラティリティに直接に対処するものであり、同じタイミングですべての企業がIFRS第9号を適用することになるため、保険業とその他の産業との間に比較可能性をもたらすと考えている。

あるIASBメンバーは、IASBスタッフの提案では資本における一時的なボラティリティの解決策を提供しないであろうとの懸念を表明した。しかし、IASBスタッフは、IAS第39号のもとで売却可能資産に分類されてきた裏付資産と同一または同様の資本におけるボラティリティになり、また、この問題はIAS第39号のもとで償却原価で測定されていた裏付資産に限定されていると述べた。

他のIASBメンバーは、保険業では、例えばソルベンシー II といった他の資本規制基準に依拠することから、IFRSのもとでの資本のボラティリティについては懸念しなかった。

2人のIASBメンバーは、IASBは保険者に追加的な開示を要求すること以外には当該論点に対し何も対処しないことを好んだ。他の何人かのIASBメンバーは、IFRS第4号の修正による調整はその他の包括利益よりもむしろ保険負債になされるべきと提案した。

IASBメンバーは、一定の制限の下、IFRS第9号を適用することによる影響を当期純利益から控除することを認めるために、現行IFRS第4号を改訂することを暫定的に決定した。

IASBの決定

IASBメンバーは、IFRS第4号を改訂することを暫定的に決定した。特定の資産については、企業は以下の差額を当期純利益から除外し、その他の包括利益において認識することが許容される。

- IFRS第9号のもとで当期純利益に認識される金額
- IAS第39号のもとで当期純利益に認識される金額

当該調整を実施する際、企業は、IFRS第9号を全面適用するが、以下の資産について、上記の調整を当期純利益及びその他の包括利益に対して行うことになる。

- IAS第39号のもとで償却原価または売却可能資産に分類されていた資産
- IFRS第9号のもとでFVTPLに分類される資産
- 保険事業に関連する資産

また、当該調整は次の企業に該当する場合のみ適用される。

- IFRS第4号に基づいて会計処理される保険契約を発行する企業
- IFRS第4号とIFRS第9号を同時に適用する企業

結果として、当期純利益への実質的な影響は、これらの特定資産のIAS第39号に基づく会計処理を反映することになる。

IASBメンバーは、IASBスタッフに、今後の会議で議論することになる以下の論点の検討状況について質問した。

- 保険事業の定義を含む、修正の範囲
- 保険関連事業と保険非関連事業の間などにおける移転への対処方法
- 開示要求事項

IASBスタッフは、新たな保険契約に関する基準書以前のIFRS第4号を適用している企業へのIFRS第9号の適用から生じる会計上の影響について、分析を続ける予定である。早期に問題に対処するため、IFRS第9号の延期による方法も含め、会計上の影響に対処するいくつかのアプローチを模索し続けていく。

IASBスタッフは、単一のアプローチか多様なアプローチ、例えば資産及び負債に基づくアプローチの組合せが必要であるか検討する必要があると述べた。これは、正確にアプローチを定めることの困難さと報告企業に影響を与える状況がそれぞれ異なっていることによる。

KPMGの所見

IASBメンバーの決定は損益のボラティリティに対処することに注力しているが、例えば貸付金や売上債権のように、IAS第39号のもとで償却原価で測定される資産である場合、以下の事項には対処していない。

- 無配当契約から生じる資本におけるボラティリティの増加
- 有配当契約に係る裏付資産の株主持分

IFRS第9号を適用する場合、いくつかの資産は強制的に公正価値で測定されることになる。

IASBメンバーの決定では、財務諸表利用者は短期間にIFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書という2つの重要な会計処理の変更直面するため、IASBの決定は、財務諸表利用者の理解を容易にするべく、IFRS第4号とIFRS第9号の適用日の間に移行期間を設けることに注力したことが示されている。しかしながら、2つの会計基準の相互作用による影響は、新たな保険契約に関する基準書の再議の完了まで不明である。

保険者は関連する金融資産にIAS第39号とIFRS第9号を並行適用するために、財務報告のプロセス及びシステムを変更することが必要になる。IFRS第9号を適用するためにシステム及びプロセスに加えられた変更は、新たな保険契約に関する基準書の適用後も引き続き有効ではあるものの、適時な会計上の準備と一時的な開示を行うために必要なプロセスを構築するにあたって、更なる努力が必要とされるだろう。

加えて、企業は例えば有配当契約とシャドウ・アカウンティングの調整等、提案された修正案が保険契約負債の現在の会計処理にどのように影響を与えるかという複雑な点についても検討しなければならない。

提案された修正を適用する保険者は、引き続き業務上の課題に直面するだろう。例えば、追加的に以下のコントロールが必要となる。

- IFRS第9号においてFVTPLに分類される保険事業に関連した金融資産を特定すること
- これらの資産がIAS第39号のもとでは異なる分類を有する資産であるかどうかを決定すること

別表:IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 契約上のサービス・マージンに係る利息計上 契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 	無
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 割引率の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> • 現在の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 • 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 - 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> • 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期におけるOCIの推移変動 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAIにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたりスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無配当契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> - 時の経過に基づき提供される。 - 保有契約数の推移予想を反映する。 	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。 	有
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無 ⁴
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有

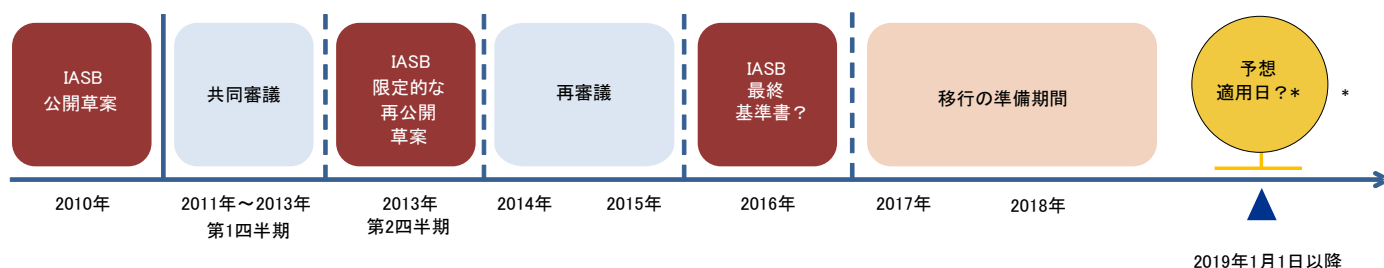
追加の検討

<p>現行のIFRS第4号の暫定的な改訂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号は改訂される。特定の資産について、企業は以下の差額を当期純利益から除外し、OCIとして認識することが許容される。 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第9号のもとで当期純利益に認識される金額 - IAS第39号のもとで当期純利益に認識される金額 ■ 当該調整を実施するにあたり、企業はIFRS第9号を全面適用するものの、以下の資産について、上記調整を当期純利益及びOCIに対して行う。 <ul style="list-style-type: none"> - IAS第39号のもとで償却原価または売却可能資産に分類されていた資産 - IFRS第9号のもとでFVTPLIに分類される資産 - 保険事業に関連する資産 ■ また、当該調整は次の企業に該当する場合のみ適用される。 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第4号のもとで会計処理される保険契約を発行する企業 - IFRS第4号とIFRS第9号を共に適用する企業 	<p>N/A</p>
--------------------------	--	------------

4 スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年中の公表は予想されない。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の2015年末までの発行は予想していない。強制適用日は、有配当契約のモデルが完成してから検討されるであろう。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
4	Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報 (IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む) は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年7月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。